

未利用口座管理手数料規定

令和3年10月1日制定

1. (本規定の適用)

この規定は、令和3年10月1日以降新規に開設された普通預金口座（総合口座・通帳レス口座を含みます。ただし、無利息型普通預金（決済性預金）を除きます。）、貯蓄預金口座に適用されます。

2. (未利用口座の範囲)

- (1) 最後にお預入れまたは払戻し等による口座の変動（以下「お取引」といいます。なお、当該普通預金等のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお取引がない普通預金口座（総合口座・通帳レス口座を含みます。ただし、無利息型普通預金（決済性預金）を除きます。）、貯蓄預金口座を未利用口座として取扱います。
- (2) 前記(1)の口座のうち、通帳等の盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も未利用口座として取扱います。

3. (未利用口座管理手数料)

- (1) 預金者の口座が未利用口座となった場合、当金庫にお届けの住所、氏名あてに通知を発信します。なお、この通知が延着、または到着しなかった場合でも通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- (2) 前記(1)の通知を発信してから、発信の翌々月末までにお取引がない場合、その翌月における当金庫が定める任意の日に1, 320円（年額、税込）の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
また、この日から更に1年間お取引がない場合には、再度未利用口座管理手数料をご負担いただき、翌年以降もお取引がない間は、毎年同様の取扱いといたします。
- (3) 前記(2)の未利用口座管理手数料は、通帳、払戻請求書の提出なしに、該当の未利用口座より引落します。
- (4) 前記2.にかかわらず、次の場合は未利用口座管理手数料の対象外とします。
 - ① 未利用口座の預金残高が10,000円以上である場合
 - ② 未利用口座と同一の取引店で、定期性預金、出資金、国債、投資信託、保険等の取引が1円以上ある場合
 - ③ 未利用口座と同一の取引店で融資取引がある場合
 - ④ その他当金庫が定める所定の場合

4. (口座の解約)

- (1) 未利用口座の口座残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合は、当該口座残高を未利用口座手数料の一部として引落とし、同口座を解約します。
- (2) 前記(1)による口座解約にともないお客様に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

5. (未利用口座管理手数料の返却等)

- (1) 引落とし済みの未利用口座管理手数料は返却いたしません。
- (2) 解約した口座の再利用の求めには応じません。

6. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内

容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。

- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上